

第 10 期島田市分別収集計画

令和 4 年 6 月

静岡県島田市

目 次

1	計画策定の意義	…	1
2	基本的方向	…	1
3	計画期間	…	1
4	対象品目	…	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	…	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	…	1、2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	…	2、3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める物の量の見込み	…	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	…	3、4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	…	4、5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	…	5、6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	…	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、当市ではごみ減量化・資源化対策として、生ごみ処理容器キエーロの普及啓発や雑紙及び古布類の分別徹底などを推進し、最終処分場の延命を図ってきたが、平成 29 年 3 月 31 日を以って最終処分場の使用を終了し、次の候補地の目処もたっておらず、最終処分を民間業者に委託せざるを得ない厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量（最終処分量の削減）や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 市民や事業者の協力による、容器包装廃棄物の発生抑制によるごみ減量
- ・ 分別の徹底による、資源ごみの燃えるごみへの混入防止

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、白色トレイ、ペットボトルキャップを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
容器包装廃棄物	3,410 t	3,391 t	3,371 t	3,352 t	3,334 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第 8 条第 2 項第 2 号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 教育啓発活動

- ・ 資源とごみの分け方・出し方（通称ごみカレンダー）の配布及び広報紙掲載、FM島田放送等により、ごみの適切な出し方及びごみ処理の状況、ごみ処理の施策についての情報を提供し、認識を深めてもらう。
- ・ 市民、事業者に対して、環境に関する出前講座、ごみ処理施設の見学会及び小学4年生を対象とした廃棄物リサイクル啓発教室を随時開催し、「くらし・消費・環境展」等のイベントに出展することで、ごみの減量化、資源化の意義に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 奨励金の交付

- ・ 容器包装廃棄物のうち、アルミ缶、牛乳パック、段ボールを集団回収における奨励金の交付対象とする。
- ・ 容器包装廃棄物のうち、段ボールの売却益を自治会又は町内会単位で収集量に応じて還元する。

(3) 住民への協力要請

- ・ 資源回収事業への積極的参加
- ・ 過剰包装の敬遠、簡易包装の選択
- ・ 再生資源を原料として使用した商品の積極的購入、使い捨て商品の利用自粛
- ・ 買い物袋（マイバック）の持参

(4) 事業者への協力要請

- ・ 過剰包装の抑制、簡易包装の実施
- ・ 再生資源を原料として使用した商品の販売促進
- ・ 使い捨て商品の販売抑制
- ・ 事業者及び自動販売機設置者に対し、回収容器を設置させ、びん等を飲料等販売会社による自主回収を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、島田市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール

主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ ペットボトルキャップ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてアルミ製の容器	46t		46t		46t		46t		46t	
無色のガラス製容器	(合計) 247t		(合計) 246t		(合計) 245t		(合計) 244t		(合計) 243t	
	(引渡) 0t	(独自) 247t	(引渡) 0t	(独自) 246t	(引渡) 0t	(独自) 245t	(引渡) 0t	(独自) 244t	(引渡) 0t	(独自) 243t
茶色のガラス製容器	(合計) 155t		(合計) 154t		(合計) 153t		(合計) 152t		(合計) 151t	
	(引渡) 0t	(独自) 155t	(引渡) 0t	(独自) 154t	(引渡) 0t	(独自) 153t	(引渡) 0t	(独自) 152t	(引渡) 0t	(独自) 151t
その他のガラス製容器	(合計) 124t		(合計) 123t		(合計) 122t		(合計) 121t		(合計) 120t	
	(引渡) 118t	(独自) 6t	(引渡) 117t	(独自) 6t	(引渡) 116t	(独自) 6t	(引渡) 115t	(独自) 6t	(引渡) 114t	(独自) 6t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	20t		20t		20t		20t		20t	
主として段ボール製容器	332t		330t		328t		326t		324t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 186t		(合計) 185t		(合計) 184t		(合計) 183t		(合計) 182t	
	(引渡) 186t	(独自) 0t	(引渡) 185t	(独自) 0t	(引渡) 184t	(独自) 0t	(引渡) 183t	(独自) 0t	(引渡) 182t	(独自) 0t
白色トレイ	(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t	
	(引渡) 12t	(独自) 0t	(引渡) 12t	(独自) 0t	(引渡) 12t	(独自) 0t	(引渡) 12t	(独自) 0t	(引渡) 12t	(独自) 0t
ペットボトルキャップ	(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t	
	(引渡) 0t	(独自) 2t	(引渡) 0t	(独自) 2t	(引渡) 0t	(独自) 2t	(引渡) 0t	(独自) 2t	(引渡) 0t	(独自) 2t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条

第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(1) 主としてアルミ製の容器

令和3年度の集団回収実績×人口変動率＝令和4年度の実績予測とし、
＝ 前年度の集団回収実績予測×人口変動率

(2) ガラス製容器（無色、茶色、その他）

令和3年度の収集実績×人口変動率＝令和4年度の実績予測とし、
＝ 前年度の収集実績予測×人口変動率

(3) 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

（令和3年度の収集実績＋令和3年度の集団回収実績）×人口変動率＝令和4年度の実績予測とし、
＝ （前年度の収集実績予測＋前年度の集団回収実績予測）×人口変動率

(4) 主として段ボール製容器

（令和3年度の収集実績＋令和3年度の集団回収実績）×人口変動率＝令和4年度の実績予測とし、
＝ （前年度の収集実績予測＋前年度の集団回収実績予測）×人口変動率

(5) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの

令和3年度の収集実績×人口変動率＝令和4年度の実績予測とし、
＝ 前年度の収集実績予測×人口変動率

(6) 白色トレイ

令和3年度の収集実績×人口変動率＝令和4年度の実績予測とし、
＝ 前年度の収集実績予測×人口変動率

(7) ペットボトルキャップ

令和3年度の収集（ペットボトルへの混入）実績×人口変動率＝令和4年度の実績予測とし、
＝ 前年度の収集実績予測×人口変動率

また、人口変動率は、第2次島田市総合計画に基づき、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
93,538人 (対前年度比)	93,007人 (対前年度比)	92,476人 (対前年度比)	91,949人 (対前年度比)	91,425人 (対前年度比)
99.43%	99.43%	99.43%	99.43%	99.43%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

現在、自治会や市民団体等による集団回収が進んでいるアルミ缶、段ボール及び牛乳パックについては、引き続き回収量に応じて奨励金を交付するが、回収物の収集、運搬及び売却については、実施団体が行うこととする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集、運搬段階	選別、保管等段階
金属	アルミ製容器	アルミ缶	自治会や市民団体等による集団回収	民間業者

ガラス	無色のガラス製容器	無色のびん	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	その他のガラス製容器	その他の色のびん		
紙類	段ボール	段ボール	市による定期収集 自治会や市民団体等による集団回収	民間業者
	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集 市によるスーパー等店頭での拠点収集 自治会や市民団体等による集団回収	市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 市によるスーパー等店頭での拠点収集	市
	白色発砲スチロール製食品トレイ	白色トレイ	市による定期収集 市によるスーパー等店頭での拠点収集	市
	その他のプラスチック製容器包装	ペットボトルキャップ	ペットボトルに付随したものを選別	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

ガラスびん、飲料用紙パック、ペットボトル、白色トレイ、ペットボトルキャップを島田市資源類中間処理施設に搬入し、分別、圧縮、保管を行う。

また、ペットボトルキャップは、ペットボトルに混入したものを島田市資源類中間処理施設で選別し、再資源化が可能な業者へ有価物として引き渡すこととする。

排出容器、排出場所、収集車両、中間処理、保管場所については、以下のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出容器	排出場所	収集車	中間処理
金属 アルミ製容器	缶類	—	—	—	—
ガラス 無色のガラス製容器	びん類	樹脂製コンテナ(白)	ごみ集積所	平ボディトラック	ストックヤード
茶色のガラス製容器		樹脂製コンテナ(茶)			
その他のガラス製容器		樹脂製コンテナ(青)			
紙類 段ボール	段ボール	白色紙紐で縛る	ごみ集積所	パッカー車	民間業者

紙類	飲料用紙製容器	紙パック				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	鋼製円筒かご ビニール袋 回収用ネット	スーパー等店頭 ごみ集積所	平ボディ トラック	資源類中間 処理施設 (選別、圧縮施設)
	その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ ペットボトル キャップ				

※アルミ製の容器は、集団回収を基本とする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進協議会を設置し、推進体制を整備する。
- ・ 自治会や市民団体等による集団回収を促進するため、奨励金を交付する。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。